

平成28年度 智頭町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月7日(金) 午後2時

2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室

3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計16名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 無

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

(1) 農地法第三条の規定による許可申請について

(2) 非農地等現況証明願の決定について

(3) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告

(1) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第七回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、十六名中十六名の出席となりますので総会は成立します。
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願いします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番十三番西尾寿行委員、席番十四番古谷常吉委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成二十八年十月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。
本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。
譲渡人は大字木原の〇〇〇〇さん、譲受人は大字埴師の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字埴師地内にある田一筆で七百八十四平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており、本人も含め三人が常時従事でき効率的に利用されるものと思います。
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をす
る旨の条件が書面による契約に付されているか。
 - 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見
込まれるか。
 - 三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がそ

の人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、これまでも譲受人が耕作しており、今後も必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、既に経営面積が二十一アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、現在も耕作しており周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われれます。

申請年月日は平成二十八年九月八日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番一番小林功会長に調査結果の報告をお願いいたします。

小林会長

調査結果の報告をします。九月二十九日に現地にて兩名と確認をしました。以前は譲受人の兄が所有していたが、相続の際、誤って譲渡人名義となったもので、実際には以前から譲受人世帯が耕作していたということです。現在はビニールハウスを設置して果樹の苗木を栽培しています。以上の事から、この度の申請内容は問題ないと思われれます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第二号、非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について、事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願いの決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆、八十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作をやめ、土地が荒れるので杉を植林し、五十年以上経過しているものです。申請年月日は平成二十八年九月二日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四から六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。毎回同様の申請地で、県道脇の、部落内で分けた農地です。植林し五十年以上経過して周りも同じ状況です。支障はないと判断しました。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号二を説明いたします。

申請人は、大字三田の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三田の田二筆で、合計四十五・一二平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十五年、三田地区構造改善事業に伴い、三叉路道路の拡張により農地の機能を失い、現在の雑種地となったものです。申請年月日は平成二十八年九月九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、七から九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番八番山中眞守委員から報告をお願いします。

山中委員 報告します。昭和五十五年、三田地区の農業構造改善事業の中の一部で、工事関係車両の通行の為、道路の拡幅をしたものです。その為に田から縮小して整備したものです。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号三の説明の前に、申請人と席番四番浅見公昭委員が同一世帯の為、農業委員会法第二十四条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。（浅見委員退席）

申請人は、大字西野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西野の畑二筆で、合計三百三十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和三十八年頃植林をし、現在の山林状態となったものです。申請年月日は平成二十八年九月十五日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十から十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番十一番小宮山晃次委員から報告をお願いします。

小宮山委員 報告します。昨日確認に行きました。杉を植林後、相当経過しており、周囲も山林であり農地への復旧は無理です。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。（浅見委員着席）

続きまして、番号四について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号四を説明いたします。

申請人は、大字惣地の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字惣地の畑二筆で、合計百二十八平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十年頃牛舎を建築後、平成十七年に車庫へ建て替え現在に至ったものです。申請年月日は平成二十八年九月十三日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十三から十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番十三番西尾寿行委員から報告をお願いします。

西尾委員 報告します。農地利用状況調査のときにおかしいと思い、申請を勧めたものです。申請人の父親が牛舎を建て、申請人が倉庫に建て替えたものです。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十八年十月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年八月二十五日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が二筆です。面積は、合計四千九十四平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、
イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、
ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、
四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、
の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について
農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十八年十月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局長 報告(一)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を一件受理しました。これは、利用
権設定の賃貸借が一件の合意解約です。
(報告書に基づき、個別の内容説明)

議長 農地法十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。
報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。
・平成二十八年度農地利用状況調査について
・改正農業委員会法について
・農業委員会特別研修大会の開催について
・平成二十八年度先進地視察研修について
・全国農業新聞の普及推進について

議 長
局 長

以上をもちまして、平成二十八年度第七回総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
次回総会は、十一月十日木曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年十月七日

会 長 小 林 功